

山口県報

平成17年
9月13日
(火曜日)

目次

山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (政策企画課)……………一
 やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (県民生活課)……………二
 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (文化振興課)……………三
 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (文化振興課)……………四
 山口県立さら浜自然観察公園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (自然保護課)……………五
 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (健康増進課)……………六
 山口県華南園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (障害福祉課)……………七
 山口県たちはな園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (障害福祉課)……………八
 山口県華の浦学園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (障害福祉課)……………九
 山口県国際総合センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (観光交流課)……………一〇
 やまぐちフラーランドに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (生産流通課)……………一一
 二十一世紀の森施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (林政課)……………一二
 甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (漁港漁村課)……………一三
 山口県松陰記念館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (道路整備課)……………一四
 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (都市計画課)……………一五
 流域下水道に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 (都市計画課)……………一六
 教委公告……………一七
 青年の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等……………一八
 山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等……………二二

山口県ふれあいパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等……………一三
 山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等……………二四



(四八七) 山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
 山口県セミナーパーク条例(平成七年山口県条例第二号。以下「条例」という。)(第十
 条第二項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者の公募に係る応募の
 時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。)

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
と。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこ
と。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」とい
う。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され
る法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のい
れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のい
ずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は
第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立て

又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合政策局政策企画課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県セミナーパーク規則（平成七年山口県規則第五十五号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県総合政策局政策企画課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十一日（水曜日）午後二時から山口市大字秋穂二島一 六二番地 山口県セミナーパーク管理・理科研修棟二階交歓室において行う。

(二) この手続に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事入札参加資格者に係る指名停

止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県総合政策局政策企画課（電話〇八三一九三三—二四二〇）に問い合わせること。

(四八八) やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県県民活動支援センター条例（平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」という。）第九条第二項の規定により、やまぐち県民活動支援センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の規定により、やまぐち県民活動支援センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 山口県県民活動促進条例（平成十四年山口県条例第四号）第二条第二項に規定する県民活動団体であること。

(二) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は

第二項に規定する者でないこと。
2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(三) 主たる事務所を県内に有していること。

(四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(五) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたるものでないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県環境生活部県民生活課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同月二十六日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県民活動支援センター規則(平成十四年山口県規則第九号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県環境生活部県民生活課に提出しなければならぬ。

(二) 期間

平成十七年十月十七日から同月二十日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十一日(水曜日)午後一時三十分から山口市滝町一番一号 山口県環境生活部第一号会議室において行う。

(二) 詳細については、山口県環境生活部県民生活課(電話〇八三―九三三―二六一四)に問い合わせること。

(四八九) 山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十一条第二項の規定により、山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の公募に係る

応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
二 指定しようとする期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。
(一) 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(三) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(四) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九

十二条の二、第四百二十二条（同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。）又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県環境生活部文化振興課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月七日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県民文化ホール規則（平成八年山口県規則第七十四号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県環境生活部文化振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年十月十一日から同月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十一日（水曜日）午後二時から岩国市三笠町一丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎共用第二号会議室において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなつた場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県環境生活部文化振興課（電話〇八三一九三三二二六二七）に問い合わせること。

(四九〇) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
山口県芸術村条例（平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。）第十一
条第二項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及
び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(三) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の

構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(四) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。)又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県環境生活部文化振興課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月七日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県芸術村規則(平成十年山口県規則第九十四号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県環境生活部文化振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年十月十一日から同月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十二日(木曜日)午前十時三十分から美祿郡秋芳町大字秋吉五十番地 秋吉台国際芸術村大研修室において行う。

(二) この手続に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県環境生活部文化振興課(電話〇八三一九三三二二六二七)に問い合わせること。

(四九一) 山口県立きらら浜自然観察公園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立自然観察公園条例(平成十三年山口県条例第五号。以下「条例」という。)第十条第二項の規定により、山口県立きらら浜自然観察公園(以下「自然観察公園」という。)に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七条の規定により、自然観察公園の使用を拒むこと。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のいずれもが(一)及び(四)から(九)までに掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、その構成員のいずれかが(二)及び(三)に掲げる要件に該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 事務所又は事業所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 自然観察公園と同種又は類似の施設において自然保護に関する普及啓発及び自然の観察の指導に関する実務の経験を有している者を一の(一)に掲げる業務に従事させることができること。

(四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(五) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(六) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。)又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(九) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月七日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立自然観察公園規則(平成十三年山口県規則第八十九号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県環境生活部自然保護課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年十月七日から同月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月十六日(金曜日)午前十時から吉敷郡阿知須町五 九番地の五三 自然観察公園ビジターセンターにおいて行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三三六)に問い合わせること。

(四九二) 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県健康づくりセンター条例(平成九年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十一条第二項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(二) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(三) 条例第六条の許可をすること。

(四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のい

ずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
事務所又は事業所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第四百二十二条（同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。）又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四條の二第一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部健康増進課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同月二十一日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県健康づくりセンター規則（平成九年山口県規則第五十号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県健康福祉部健康増進課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月十六日（金曜日）午後三時から山口市大字吉

敷三三五番地の一 山口県健康づくりセンター第三研修室において行う。

(二) 詳細については、山口県健康福祉部健康増進課（電話〇八三一九三三—二九五）に問い合わせること。

(四九三) 山口県華南園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

身体障害者更生援護施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号。以下「条例」という。）第十三条の二第二項の規定により、山口県華南園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第十一条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

(二) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(三) 主たる事務所を県内に有していること。

(四) 県内の社会福祉施設（社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。）を三年以上管理した実績を有していること。

(五) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある者でないこと。

(六) 山口県議会の議員又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八十八條の四第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員でその職務が同法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者（以下「指

定管理者」という。()の指定に関するものであるものを代表者とする者でないこと。

(七) 山口県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者でないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部障害福祉課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同月二十一日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとする者は、山口県華南園規則(平成十七年山口県規則第百十一号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県健康福祉部障害福祉課に提出しなければならぬ。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日(火曜日)午後二時から防府市大字浜方二〇五番地 山口県華南園会議室において行う。

(二) 詳細については、山口県健康福祉部障害福祉課(電話〇八三一九三三二二七六四)に問い合わせること。

(四九四) 山口県たちはな園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

知的障害者援護施設条例(昭和五十二年山口県条例第一号。以下「条例」という。)第七条第二項の規定により、山口県たちはな園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
(二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

(二) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(三) 主たる事務所を県内に有していること。

(四) 県内の社会福祉施設(社会福祉法第六十二條第一項に規定する社会福祉施設をいう。)を三年以上管理した実績を有していること。

(五) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある者でないこと。

(六) 山口県議会の議員又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百八十八條の四第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員でその職務が同法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関するものであるものを代表者とする者でないこと。

(七) 山口県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者でないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部障害福祉課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同月二十一日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとする者は、知的障害者援護施設規則（平成十七年山口県規則第百十二号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県健康福祉部障害福祉課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日（火曜日）午前十時から大島郡周防大島町大字油良一〇二〇番地 山口県たちはな園会議室において行う。

(二) 詳細については、山口県健康福祉部障害福祉課（電話〇八三一九三三一一二七六四）に問い合わせること。

(四九五) 山口県華の浦学園に係る指定管理者の公募の時期及び方法等

児童福祉施設条例（昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。）第十四条の二第二項の規定により、山口県華の浦学園に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第十一各号に掲げる業務に関する事。

(二) 施設及び設備の維持管理に関する事。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

(二) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(三) 主たる事務所を県内に有していること。

(四) 県内の社会福祉施設（社会福祉法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をい

う。）を三年以上管理した実績を有していること。

(五) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成員の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある者でないこと。

(六) 山口県議会の議員又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員でその職務が同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関するものであるものを代表者とする者でないこと。

(七) 山口県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者でないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部障害福祉課

(二) 期間 平成十七年九月十三日から同月二十一日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとする者は、児童福祉施設規則（平成十七年山口県規則第百十三号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県健康福祉部障害福祉課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日（火曜日）午後三時三十分から防府市大字浜方二〇五番地の一 山口県華の浦学園会議室において行う。

(二) 詳細については、山口県健康福祉部障害福祉課（電話〇八三一九三三一一二七六四）に問い合わせること。

(四九七)やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県フラワーランド条例(平成十七年山口県条例第五十号。以下「条例」という。)(附則第二項の規定により、やまぐちフラワーランドに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 閑 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関する事

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)(で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)(にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)(でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)(若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六百六十六条第二項及び第六百六十八条第七項において準用する場合を含む。)(又は第八百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県農林部生産流通課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同月二十六日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県フラワーランド規則(平成十七年山口県規則第十六号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県農林部生産流通課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年十月七日から同月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日(火曜日)午後一時三十分から柳井市南町三丁目九番三号 山口県柳井総合庁舎二階大会議室において行う。

(二) この手続に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停

止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県農林部生産流通課(電話〇八三一九三三—三三三二)に問い合わせること。

(四九八) 二十一世紀の森施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県二十一世紀の森施設条例(昭和五十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)(第十一条第二項の規定により、二十一世紀の森施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせようとする二十一世紀の森施設の概要

種 類	名 称	位 置
展示・研修施設	二十一世紀の森・森林学習展示館	山 口 市
野外活動施設	夏木原キャンプ場	萩 市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 条例第四条第三項の規定により、同条第一項各号若しくは同条第二項各号に掲げる日に開館し、若しくは開場し、又は臨時に閉館し、若しくは閉場すること。
- (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (四) 条例第六条の許可をすること。
- (五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定しようとする期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」と

いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。))にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)(若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六百六十六条第二項及び第六百六十八条第七項において準用する場合を含む。)(又は第八百八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県農林部林政課

(二) 期間 平成十七年九月十三日から同月三十日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県二十一世紀の森施設規則(昭和五

十八年山口県規則第二十七号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県農林部林政課に提出しなければならない。

- (二) 期間
平成十七年十月三日から同月十四日までの間
- 七 その他

- (一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十一日(水曜日)午後一時から山口市大字宮野上一三九番地の六 二十一世紀の森・森林学習展示館研修室において行う。
- (二) この手続に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
- (三) 詳細については、山口県農林部林政課(電話〇八三一九三三―三四五〇)に問い合わせること。

(四九九) 甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。)第十六条第二項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせようとする甲種漁港施設の概要

漁港の名称	甲種漁港施設	名称
徳山漁港	大型船用浮桟橋、小型船用浮桟橋及びその他の漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条各号に掲げる漁港施設で知事が定めるもの	

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第十一条の規定による届出を受理すること。
- (二) 条例第十二条の二第一項の許可をすること。
- (三) 条例第十二条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

- (四) 条例第十二条の二第四項の規定による協議を受けること。
- (五) 条例第十四条第一項の規定により、条例第十二条の二第一項の許可を取り消し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

- (一) 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (二) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

- (三) 公募に係る甲種漁港施設に三十分以内に到達することができる場所に、事務所又は事業所を有しているか、又は設置する予定があること。
- (四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (五) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

- (六) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百四十二条(同法第六百六十六条第二項及び第六百六十八条第七項において準用する場合を含む。)又は第八十條の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

五 募集要項の配付

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県水産部漁港漁村課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同月二十日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県漁港管理条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第七十一号の二）第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県水産部漁港漁村課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

七 その他

- (一) 公募に係る説明会を平成十七年九月十六日（金曜日）午後二時から山口市滝町一番一号 山口県水産部一号会議室において行う。
- (二) 詳細については、山口県水産部漁港漁村課（電話 八三一九三三—三五六）に問い合わせること。

(五〇〇) 山口県松陰記念館に係る指定管理者の公募の時期及び方法等

山口県松陰記念館条例（平成四年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第九条第二項の規定により、山口県松陰記念館（以下「記念館」という。）に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。
 - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第六条の規定により、記念館の利用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 二 指定しようとする期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成され

る法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、(九)に掲げる要件に該当し、かつ、その構成員の代表者が次に掲げる要件（九）に掲げるものを除く。）のいずれにも該当するものとする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 平成七年四月一日から平成十七年九月十三日までの間に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第一項に規定する公共施設等の維持管理に係る業務の委託を受けた実績を有していること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(五) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(六) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第四百二十二条（同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。）又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(七) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(八) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(九) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部道路整備課

(二) 期間

五 応募の方法及び期間

平成十七年九月十三日から同年十月四日までの間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県松陰記念館規則（平成四年山口県規則第十一号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部道路整備課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年十月五日から同月十四日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十二日（木曜日）午後一時から萩市大字権一五八番地の一 記念館において行う。

(二) この手続に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部道路整備課（電話〇八三一九三三—三六八）に問い合わせること。

(五〇一) 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十五条第二項の規定により、維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせようとする公園施設の概要

都市公園の名称	公園施設の名称	位 置
維新百年記念公園	陸上競技場、テニス場、球技場、ラグビー・サッカー場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂及びその他	山 口 市

の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

(五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(七) 公園施設の利用に關すること（知事が定めるものに限る。）。

(八) 施設及び設備の維持管理に關すること。

三 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二、第四百二十二条（同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。）又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同月三十日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県立都市公園条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第二十七号）第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県土木建築部都市計画課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年十月七日から同月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十二日（木曜日）午後一時から山口市大字吉敷三九九五番地の一 維新百年記念公園スポーツ文化センター視聴覚室において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三―三七二〇）に問い合わせること。

(五〇二) 流域下水道に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県流域下水道条例（昭和六十一年山口県条例第一号）第四条第二項の規定により、流域下水道に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせようとする流域下水道の概要

名	称
周南 流域 下 水道	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町 光市、周南市並びに玖珂郡玖珂町及び周東町

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるとは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手續開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手續開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）第一条第一項の規定による登録を受けていること。

(四) 標準活性汚泥法による下水道の処理施設の維持管理に係る業務の委託を受けた実績(発注者から直接業務の委託を受けたものに限る。)を有していること。

(五) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(六) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(七) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。)又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(八) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(九) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(十) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課下水道室

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県流域下水道規則(平成十七年山口県規則第二百一十一号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部都市計画課下水道室に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年十月三日から同月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日(火曜日)午後二時から光市大字浅江九二九番地の二二五 周南浄化センター管理棟会議室において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加

停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課下水道室(電話〇八三一九三三—三七四〇)に問い合わせること。

一 指定管理者に管理を行わせようとする流域下水道の概要

名	称
田布施川流域下水道	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町 熊毛郡田布施町及び平生町

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。))にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号)第二条第一項の規定による登録を受けていること。

(四) 標準活性汚泥法又はオキシデーショナルディッチ法による下水道の処理施設の維持管理に係る業務の委託を受けた実績(発注者から直接業務の委託を受けたものに限

る。()を有していること。

(五) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(六) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(七) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。)又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(八) 山口県における地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(九) 地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(十) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課下水道室

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十四日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県流域下水道規則(平成十七年山口県規則第二百一十一号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参して山口県土木建築部都市計画課下水道室に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年十月三日から同月十四日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日(火曜日)午前十時から熊毛郡田布施町大字麻郷三〇三九番地の三 田布施川浄化センター管理棟会議室において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停

止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。
(三) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課下水道室(電話〇八三一九三三-三七四〇)に問い合わせること。



公 告

青年の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県青年の家条例(昭和四十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十条第二項の規定により、青年の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県教育委員会

一 指定管理者に管理を行わせようとする青年の家の概要

名	称	位	置
山口県	大島青年の家	大島郡周防大島町	

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され

る法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体）にあっては、その代表者（が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。）

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県教育庁社会教育課

(二) 期間 平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法 公募に係る応募をしようとするものは、山口県青年の家規則（昭和四十四年山口県教育委員会規則第六号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁社会教育課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間
七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日（火曜日）午後三時から大島郡周防大島町大字家房一四五番地の一 山口県大島青年の家において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県教育庁社会教育課（電話〇八三一九三三―四六二〇）に問い合わせること。

一 指定管理者に管理を行わせようとする青年の家の概要

名	称	位	置
山口県	光	青	年
の	家	光	市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体）にあっては、その代表者（が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。）

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたるものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁社会教育課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日まで

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県青年の家規則(昭和四十四年山口県教育委員会規則第六号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁社会教育課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日まで

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日(火曜日)午前十時から光市大字室積村六一六七番地 山口県光青年の家において行う。

(二) この手続に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなつた場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県教育庁社会教育課(電話〇八三一九三三―四六二〇)に問い合わせること。

一 指定管理者に管理を行わせようとする青年の家の概要

名	称	位	置
山口県油谷青年の家	長	門	市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づき再生手続開始の申立て

又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁社会教育課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県青年の家規則（昭和四十四年山口県教育委員会規則第六号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁社会教育課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日（火曜日）午後三時から長門市油谷伊上一〇六八番地 山口県油谷青年の家において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、

又は指定を行わないことがある。
(三) 詳細については、山口県教育庁社会教育課（電話〇八三一九三三—四六二〇）に問い合わせること。

一 指定管理者に管理を行わせようとする青年の家の概要

名	称	位	置
山口県	萩青年の家	萩	市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

四 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十

七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたるものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁社会教育課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県青年の家規則(昭和四十四年山口県教育委員会規則第六号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁社会教育課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十二日(木曜日)午前十時から萩市大字堀内二一番地の一 山口県萩青年の家において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県教育庁社会教育課(電話〇八三一九三三―四六二〇)に問い合わせること。

公 告

山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等(以下「条例」という。)(第十条第二項の規定により、山口県秋吉台少年自然の家に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県教育委員会

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、山口県秋吉台少年自然の家の使用の許可を取り消すこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)(で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)(にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁社会教育課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県少年自然の家規則（昭和四十八年山口県教育委員会規則第一号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁社会教育課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日（火曜日）午前十時から美祢郡美東町大字赤二二八番地の一七 山口県秋吉台少年自然の家において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県教育庁社会教育課（電話〇八三一九三三―四六二〇）に問い合わせること。

公 告

山口県ふれあいパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等
山口県青少年交流施設条例（平成九年山口県条例第四号。以下「条例」という。）第十条第二項の規定により、山口県ふれあいパークに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県教育委員会

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

(一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁社会教育課

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県青少年交流施設規則(平成九年山口県教育委員会規則第六号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁社会教育課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間

六 その他

(一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十一日(水曜日)午前十時から玖珂郡由宇町二七三番地の二 山口県ふれあいパーク本館において行う。

(二) この手續に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなつた場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県教育庁社会教育課(電話〇八三一九三三―四六二〇)に問い合わせること。

公 告

山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県体育施設条例(昭和四十年山口県条例第十二号。以下「条例」という。)第十五条第二項の規定により、山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成十七年九月十三日

山口県教育委員会

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関すること(学校体育関係職員の研修に関するものを除く。)

(二) 条例第三条第二号に掲げる業務に関すること(教育委員会が定めるものに限る。)

(三) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(四) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の使用時間を変更すること。

(五) 条例第六条の許可をすること。

(六) 条例第八条の規定により、使用者に対し必要な指示をすること。

(七) 条例第九条の規定により、体育施設を他に使用させることを承認すること。

(八) 条例第十一条の規定により、使用者の許可を取り消すこと。

(九) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間
平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項
公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (二) 主たる事務所を県内に有していること。
- (三) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (四) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (五) 山口県における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げないこと。
- (六) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (七) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。
- 四 募集要項の配布
- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県教育庁保健体育課
- (二) 期間
平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間
- 五 応募の方法及び期間
- (一) 方法
公募に係る応募をしようとするものは、山口県体育施設規則（昭和四十年山口県教育委員会規則第六号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県教育庁保健体育課に提出しなければならない。
- (二) 期間
平成十七年九月十三日から同年十月十三日までの間
- 六 その他
- (一) 公募に係る説明会を平成十七年九月二十日（火曜日）午後二時から光市光井二丁目一九番二号 山口県スポーツ交流村第一研修室において行う。
- (二) この手続に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加

停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県教育庁保健体育課（電話〇八三一九三三―四六七〇）に問い合わせること。

平成十七年九月十三日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定價一箇月 金二千七百円（送料共）